

基幹相談支援センターについて

基幹相談支援センターについて

1 基幹相談支援センターの概要について

(1) 設置者

- 市町村又は市町村から基幹相談支援センターに係る業務の委託を受けた一般相談支援事業（地域移行・定着支援担当）を行う者
- または特定相談支援事業者（計画作成担当）

(2) 設置方法

身近な地域の相談支援事業者と基幹相談支援センターによる体制を基本とする。このほか、地域における指定相談支援事業者の状況等により、基幹相談支援センター単独による場合も想定される。

(3) 業務

次に掲げる事項を基本としながら、地域の実情に応じて実施する。

- ① 総合相談（身体障がい・知的障がい・精神障がい）・専門相談障がいの種別や各種ニーズに対応する
 - ・総合的な相談支援（3障がい対応）の実施
 - ・専門的な相談支援の実施（困難事例のケース検討会議の開催等）
 - ・身近な地域の相談支援事業者で対応できない個別事例への対応

- ② 地域の相談支援体制の強化の取組
 - ・相談支援事業者への専門的指導、助言（スーパーヴィジョン）
 - ・相談支援事業者の人材育成（研修等）
計画相談支援体制の強化（相談支援専門員の質の向上）
 - ・相談機関との連携強化の取組
 - ・サービス等利用計画の点検・評価等

- ③ 地域移行・地域定着
 - ・入所施設や精神科病院への働きかけ
 - ・地域の体制整備に係るコーディネート

- ④ 権利擁護・虐待防止
 - 総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施。
 - ・成年後見制度利用支援事業
 - ・虐待防止

⑤ 地域自立支援協議会の運営委託等

(4) 人員体制

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員体制を確保する。(専門的職員の配置)

(5) 財源

一般財源 (交付税)

※ただし、「基幹相談支援センター等機能強化事業」については地域生活支援事業補助金の対象

(参考) 地域生活支援事業における「基幹相談センター等機能強化事業」

1 事業内容

- (1) 基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等)の配置
- (2) 基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組
- (3) 基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組

2 留意事項

- (1) 法第 89 条の 3 の規定に基づく協議会 (以下「協議会」という。) を設置する市町村又は圏域等を単位として実施すること。
- (2) 市町村が設置する協議会において、市町村内の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案し、本事業によって配置する専門的職員について協議し、事業実施計画を作成すること。
- (3) 都道府県が設置する協議会に、事業実施計画に係る助言を求めるほか、概ね 2 年ごとに事業の見直しに向けた評価・助言を求めるなど、事業の適切な実施に努めること。

(参考) 本市の相談支援体制の現状

(1) 委託相談支援事業所 7事業所

障がいのある方や家族に対し各種相談支援、情報提供などを総合的に行っている。

○事業内容

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係るサービスの利用援助
- ② 社会資源を活用するための支援
- ③ 社会生活を高めるための支援
- ④ ピアカウンセリング
- ⑤ 専門機関との連携
- ⑥ 障がい者の住宅入居等に関する支援
- ⑦ その他

【担当地区】

担当地区	地区保健福祉センター	法人名 【事業所名】
平地区	平地区保健福祉センター	<u>(常磐線より南)</u> (社福) いわき福音協会 【障害者総合生活支援センターふくいん】 <u>(常磐線より北)</u> (社福) 希望の杜福祉会 【スペースけやき】 <u>(神谷付近)</u> (社福) みどりのかぜ 【のはら】
小名浜地区	小名浜地区保健福祉センター	(社福) 誠心会 【せんとらる】
勿来・田人地区	勿来・田人地区保健福祉センター	(NPO) 子どもの家 【いわき地域療育センター】

常磐・遠野地区	常磐・遠野地区保健福祉センター	(社福) 育成会 【ライフサポートセンター「ゆう・ゆう」】
内郷・好間・三和地区	内郷・好間・三和地区保健福祉センター	(公財) いわき市社会福祉施設事業団 【いわき市障害者生活介護センター】
四倉・久之浜大久地区	四倉・久之浜大久地区保健福祉センター	(社福) みどりのかぜ 【のほら】
小川・川前地区	小川・川前地区保健福祉センター	(社福) 希望の杜福祉会 【スペースけやき】

(2) 特別サポート事業 1事業所

相談支援事業者及び指定障害福祉サービス事業者等からの相談及び指導・支援を行う。

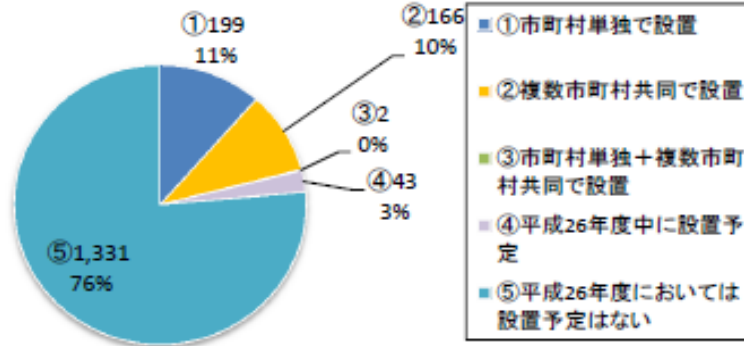
○事業内容

- ① 専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応
- ② 地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等に関する業務
- ③ 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応
- ④ 成年後見制度の活用などによる障がい者の権利擁護
- ⑤ 障がい者の住宅入居等に関する支援を行う事業所との連携
- ⑥ その他

基幹相談支援センターについて

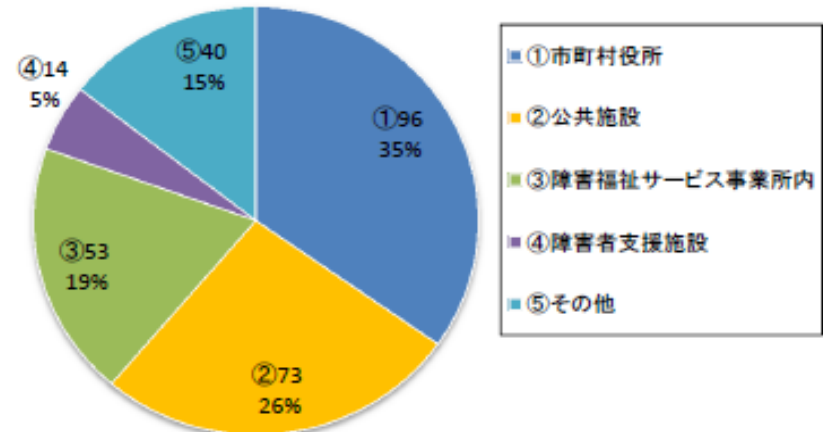
基幹相談支援センターの設置状況

市町村数: 1,741



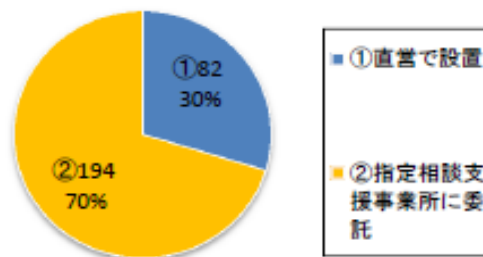
窓口の設置場所

設置箇所数: 276



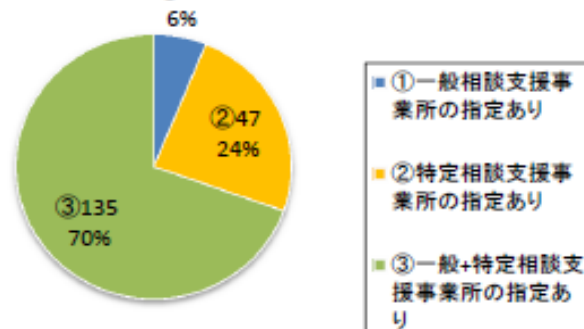
基幹相談支援センターの設置方法

設置箇所数: 276



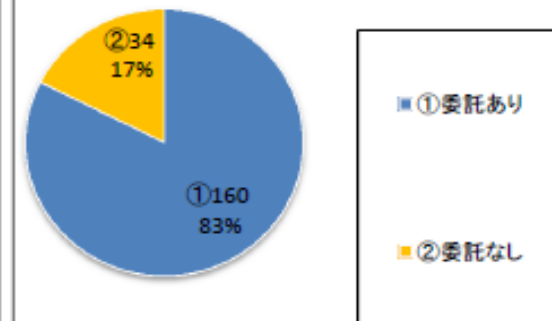
委託により設置する場合の
相談支援に係る指定状況

①12 委託により設置している箇所数: 194



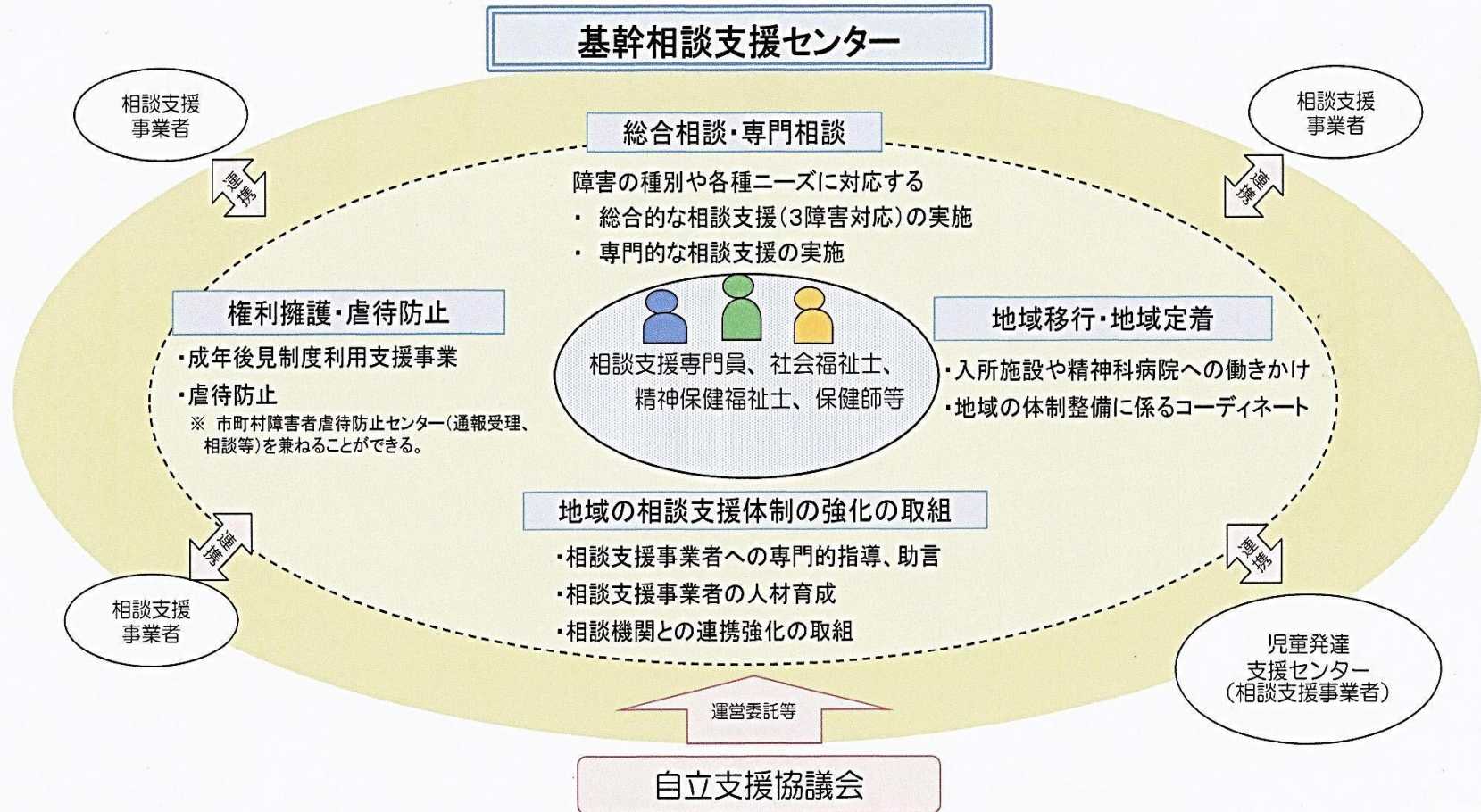
委託により設置する場合の
障害者相談支援事業の委託状況

委託により設置している箇所数: 194



基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。



平成 26 年 12 月 22 日

【照会先】

社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域生活支援推進室

(担当・内線) 相談支援係 石川 宮内(3149)

(代表電話) 03 (5253) 1111

障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果について

障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果について、今般取りまとめましたので、公表します。

【調査目的】

障害者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障害者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害保健福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要である。

そうしたことから、更なる相談支援事業の充実を図っていくため、全市町村(市町村数 1,741)及び全都道府県を対象として、平成 26 年 4 月時点の相談支援事業の実施状況に関する調査を実施した。

※平成 23 年 4 月時点の調査対象は、全国 1,747 市町村、47 都道府県のうち被災 3 県(岩手県、宮城県、福島県)を除く 1,619 市町村、44 都道府県であるため、平成 23 年 4 月時点の状況や平成 22 年度の実績については被災 3 県を除くデータとなっている。

【ポイント】

I 障害者相談支援事業

- 実施形態は、単独が 55%、複数市町村共同(単独+複数市町村共同を含む)が 45%。
- 実施方法は、直営のみが 11%、委託を含むが 89%。
- 運営方法は、事業の対象とする障害の種類を定めていない「3 障害一元化」して実施が 82%。
- 対応日・対応時間は、24 時間 365 日対応が 28%。

II 地域生活支援事業(居住サポート事業、成年後見制度利用支援事業)

- 居住サポート事業は 13%が実施。
- 成年後見制度利用支援事業は 78%が実施。

Ⅲ 指定特定・指定障害児・指定一般相談支援事業所等

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所数は 5,942 事業所。
このうち市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所(委託相談支援事業所)は 38% (2,252 事業所)。
- 指定一般相談支援事業所数は 2,887 業所。
このうち市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所(委託相談支援事業所)は 55% (1,554 事業所)。
- 指定特定・指定障害児・指定一般相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の数
は 12,082 人。

Ⅳ 相談支援従事者初任者研修及びサービス管理責任者研修

- 平成 18 年度から平成 25 年度までの間の、相談支援従事者初任者研修等修了者の合計
は 69,222 人、サービス管理責任者研修修了者の合計は 120,098 人。

Ⅴ (自立支援)協議会

- 市町村の 95%、都道府県の 100%が設置。

【調査結果の概要 (市町村)】

1 障害者相談支援事業

- 実施形態は、単独が 55% (957 市町村)、複数市町村共同(単独+複数市町村共同を含む)
が 45% (784 市町村)。
- 実施方法は、直営のみが 11% (189 市町村)、委託を含むが 89% (1,552 市町村)。

〈障害者相談支援事業の実施方法〉

実施方法	平成 19 年 4 月	平成 20 年 4 月	平成 21 年 4 月	平成 22 年 4 月	平成 23 年 4 月	平成 24 年 4 月	平成 25 年 4 月	平成 26 年 4 月
直営のみ	25%	22%	23%	19%	18%	15%	12%	11%
委託を含む	75%	78%	77%	81%	82%	85%	88%	89%

- 運営方法は、3 障害一元化して実施が 82% (1,429 市町村)、障害種別ごとに実施が 14%
(252 市町村)、地域包括支援センターと一体的に実施が 3% (45 市町村) 等。

〈障害者相談支援事業の運営方法〉

運営方法	平成 19 年 4 月	平成 20 年 4 月	平成 21 年 4 月	平成 22 年 4 月	平成 23 年 4 月	平成 24 年 4 月	平成 25 年 4 月	平成 26 年 4 月
3 障害一元化して実施	60%	63%	74%	74%	75%	79%	82%	82%
障害種別ごとに実施	37%	32%	23%	21%	20%	17%	15%	14%
地域包括支援センターと一体的に実施	3%	5%	3%	4%	4%	3%	2%	3%

- 28% (494 市町村) が 24 時間 365 日対応。
- ピアカウンセリングは、31% (537 市町村) が実施。
 - ・ 実施市町村を対象障害別にみると、身体障害が 80% (427 市町村)、知的障害が 50% (271 市町村)、
精神障害が 75% (403 市町村)。(重複あり)

- 平成 26 年度の障害者相談支援事業に係る委託費の予算額の総計は、196.3 億円。
 ※ 地域活動支援センター I 型が行う相談支援業務以外の事業費や居住サポート事業費などを含めて報告している市町村が存在するため、必ずしも正確な市町村の相談支援に係る委託費の予算額とはなっていない。
 ※ 1,741 市町村のうち相談支援を指定相談支援事業者へ委託している市町村数（1,552 市町村）で単純に割った場合、1 市町村当たり 1,265 万円。
 （委託している市町村（1,552 市町村）の中には、「委託」のみの市町村と、「直営+委託」を組み合わせている市町村の両方が含まれていることに注意が必要。）

2 基幹相談支援センターについて

- 21%（367 市町村・276 箇所）が設置。
 このうち、委託により設置している基幹相談支援センターは 70%（194 箇所）。
- 基幹相談支援センターの窓口の設置場所は、市町村役所が 35%（96 箇所）、公共施設が 26%（73 箇所）など。

3 基幹相談支援センター等機能強化事業について

- 42%（728 市町村）が実施。

4 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）について

- 13%（220 市町村）が実施となっている。
 ※ 同事業は、平成 24 年度から地域移行支援・地域定着支援でも一部対応が可能。
 <住宅入居等支援事業の実施状況>

実施状況	平成 19 年 4 月	平成 20 年 4 月	平成 21 年 4 月	平成 22 年 4 月	平成 23 年 4 月	平成 24 年 4 月	平成 25 年 4 月	平成 26 年 4 月
実施市町村数	228	199	221	224	227	208	191	220
実施率	12%	11%	12%	13%	14%	12%	11%	13%

- 平成 25 年度の居住サポート事業における入居支援の実利用者は 702 人、24 時間支援の登録者数は 300 人。
 入居支援の実利用者 702 人のうち、一般住宅への入居に結びついた実利用者数は 383 人。

5 成年後見制度利用支援事業等について

- 78%（1,360 市町村）が実施。
 <成年後見制度利用支援事業の実施状況>

実施状況	平成 19 年 4 月	平成 20 年 4 月	平成 21 年 4 月	平成 22 年 4 月	平成 23 年 4 月	平成 24 年 4 月	平成 25 年 4 月	平成 26 年 4 月
実施市町村数	504	560	686	704	751	1,240	1,322	1,360
実施率	28%	31%	38%	40%	46%	71%	76%	78%

- 対象者は、実施市町村のうち、「市町村長申立てのみ」が 64%（864 市町村）、「市町村長申立て以外も含む」が 36%（496 市町村）。

※ 対象者については、平成 19 年度までは「市町村長申立て」に限定していたところであるが、成年

後見制度の利用を促進する観点から、平成 20 年度より「市町村長申立て以外も含む」とした。

- 平成 25 年度の利用者数は 1,280 人となっており、年々増加。

〈成年後見制度利用支援事業の利用者数〉

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	272 人	339 人	411 人	483 人	642 人	929 人	1,280 人
対前年比	—	+67 人	+72 人	+72 人	+159 人	+287	+351

- ・ 利用者数 1,280 人を助成対象別にみると、「申立費用のみ助成」が 512 人、「成年後見人の報酬のみ助成」が 451 人、「申立費用及び成年後見人の報酬を助成」が 317 人。

- 利用者 1 人当たりの平均助成額（年間）は、申立費用が概ね 1.8 万円、成年後見人等の報酬が 26.2 万円。

※ 助成総額を、利用者数で単純に割った場合の助成額。

- 成年後見制度法人後見支援事業については 207 市町村が実施。

6 (自立支援) 協議会について

- 95% (1,651 市町村) が設置となっており、年々増加。

〈(自立支援) 協議会の設置状況〉

設置状況	平成 20 年 4 月	平成 21 年 4 月	平成 22 年 4 月	平成 23 年 4 月	平成 24 年 4 月	平成 25 年 4 月	平成 26 年 4 月
設置市町村数	1,188	1,426	1,485	1,444	1,629	1,650	1,651
設置率	66%	79%	85%	89%	94%	95%	95%
協議会数	741 協議会	953 協議会	1,020 協議会	1,043 協議会	1,137 協議会	1,155 協議会	1,160 協議会

- 1,160 協議会のうち、障害当事者団体・障害当事者（障害者相談員を除く）がメンバーとなっている（自立支援）協議会は 82% (958 協議会)。

7 指定特定・指定障害児相談支援事業所等について

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所数は 5,942 事業所。

このうち、市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は 38% (2,252 事業所)。

〈指定特定・指定障害児相談支援事業所数〉

	平成 20 年 4 月	平成 21 年 4 月	平成 22 年 4 月	平成 23 年 4 月	平成 24 年 4 月	平成 25 年 4 月	平成 26 年 4 月
指定特定・指定障害児 相談支援事業所数	2,735	2,913	2,843	2,907	2,851	4,561	5,942
委託相談支援事業所数	1,801 66%	1,851 64%	1,778 63%	1,964 68%	1,691 59%	2,032 45%	2,252 38%

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所の運営主体は、社会福祉法人が 61% (3,620 事業所)、特定非営利法人が 17% (987 事業所)、医療法人が 5% (323 事業所) など。

- 指定特定・指定障害児相談支援事業者の窓口の設置場所は、障害福祉サービス事業所内が 61% (3,604 事業所)、障害者支援施設が 15% (897 事業所) など。

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所で業務に従事する数は 15,806 人。

15,806 人のうち、相談支援専門員数は 11,800 人。

11,800人のうち、ピアカウンセラーの数は665人。

<指定特定・指定障害児相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の人数>

	平成19年 4月	平成20年 4月	平成21年 4月	平成22年 4月	平成23年 4月	平成24年 4月	平成25年 4月	平成26年 4月
相談支援専門員の人数	2,523人	4,431人	4,908人	5,465人	5,601人	5,676人	8,915人	11,800人

※ 指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定以外に、指定一般相談支援事業所の指定も併せて受けている場合、指定一般相談支援事業所の相談支援の業務に従事する者の人数も含めて計上している。

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所の10% (551事業所) が24時間365日対応。
- 指定特定・指定障害児相談支援事業所の対象者は、「3障害+障害児」が57% (3,419事業所)、「3障害のみ」が14% (825事業所)、「障害児のみ」が5% (274事業所)、「その他」が24% (1,424事業所)。
- 指定特定・指定障害児相談支援事業所のうち、虐待防止センター関係機関と一体的な窓口を設置している事業所は107事業所、地域包括支援センター関係機関と一体的な窓口を設置している事業所は29事業所など。

【調査結果の概要（都道府県）】

1 指定一般相談支援事業所について

- 指定一般相談支援事業所数は2,887事業所。
このうち、市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は54% (1,554事業所)。
- 指定一般相談支援事業所の運営主体は、社会福祉法人が65% (1,886事業所)、特定非営利法人が16% (462事業所)、医療法人が8% (227事業所) など。
- 指定一般相談支援事業者の窓口の設置場所は、障害福祉サービス事業所内が59% (1,696事業所)、障害者支援施設が15% (432事業所) など。
- 指定一般相談支援事業所で業務に従事する数は9,063人。
9,063人のうち、相談支援専門員の数は6,484人。
9,063人のうち、ピアカウンセラーの数は442人。
- 指定一般相談支援事業所の15% (451事業所) が24時間365日対応。
- 指定一般相談支援事業所の対象者は、「3障害+障害児」が58% (1,678事業所)、「3障害のみ」が12% (359事業所)、「障害児のみ」が1% (13事業所)、「その他」が29% (837事業所)。
- 指定一般相談支援事業所のうち、虐待防止センター関係機関と一体的な窓口を設置している事業所は79事業所、地域包括支援センター関係機関と一体的な窓口を設置している事業所は16事業所など。

2 都道府県相談支援体制整備事業（アドバイザー事業）について

- 87%（41 都道府県）が実施。

〈都道府県相談支援体制整備事業（アドバイザー事業）の実施状況〉

実施方法	平成 19 年 4 月	平成 20 年 4 月	平成 21 年 4 月	平成 22 年 4 月	平成 23 年 4 月	平成 24 年 4 月	平成 25 年 4 月	平成 26 年 4 月
実施都道府県数	27	32	31	34	34	35	37	41
実施率	57%	68%	66%	72%	77%	75%	79%	87%

3 障害児等療育支援事業について

- 46 都道府県が実施。また、63 指定都市・中核市のうち、49 市が実施。

4 相談支援従事者研修について

- 平成 18 年度から平成 25 年度までの間の、初任者研修等修了者の合計は 69,222 人、現任研修修了者の合計は 16,727 人。

〈初任者研修・現任研修修了者数〉

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合計
初任者研修 修了者数	18,803 人	9,793 人	6,693 人	5,441 人	4,477 人	5,605 人	8,563 人	9,847 人	69,222 人
現任研修 修了者数	1,156 人	1,196 人	1,016 人	1,754 人	1,848 人	3,077 人	3,280 人	3,400 人	16,727 人

5 サービス管理責任者研修について

- 平成 18 年度から平成 25 年度までの間の研修修了者の合計は、120,098 人。

〈サービス管理責任者研修の修了者数〉

分野	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	合計
介護	2,775 人	4,172 人	5,265 人	4,404 人	4,112 人	5,639 人	4,662 人	4,580 人	35,609 人
地域生活（身体）	369 人	503 人	477 人	303 人	315 人	379 人	270 人	238 人	2,854 人
地域生活（知的・精神）	3,322 人	3,795 人	4,604 人	3,733 人	3,607 人	4,566 人	4,009 人	3,967 人	31,593 人
就労	2,373 人	3,819 人	5,094 人	4,158 人	4,010 人	5,438 人	4,957 人	4,879 人	34,728 人
児童	926 人	823 人	1,137 人	1,224 人	1,477 人	2,525 人	3,355 人	3,847 人	15,314 人
合計	9,765 人	13,112 人	16,577 人	13,822 人	13,621 人	18,547 人	17,263 人	17,501 人	120,098 人

6 都道府県（自立支援）協議会について

- 47 都道府県全てが設置。
- 47 都道府県のうち、障害当事者団体・障害当事者（障害者相談員を除く）がメンバーとなっている（自立支援）協議会は 39 都道府県（83%）。
- 47 都道府県のうち、専門部会を設置しているのは 34 都道府県。
このうち、課題別に設置している都道府県は 33 都道府県。
このうち、人材養成関係が 19 都道府県、相談支援関係が 18 都道府県、就労関係が 14 都道府県。（重複あり）